

日本紡績業基金判決と受託者責任

財政悪化のために解散した日本紡績業基金の加入企業が、基金の理事長等に損害賠償を求めていた裁判で、大阪地裁は、去る6月、理事長等の行動が適切であったか否かの判断に立ち入ることなく、いわば門前払いの形で訴えを退けた（原告が控訴せず、判決は確定）。この判決を材料に、基金関係者の受託者責任の現状と課題を考えてみよう。

基金の解散と損害賠償訴訟の提起

日本紡績業基金は、94年11月の解散に際し、資産が（代行部分を連合会に移管するのに必要な）最低責任準備金に不足していたため、加入企業から負担金を徴収した。それに対し、一部の加入企業は、95年5月、基金の理事長と常務理事に、「債務不履行」ないし「不法行為」にもとづく損害賠償を求める訴えを起こした。「理事長等は、不足金が拡大しないうちに基金の解散に向けて積極的に行動すべき義務を負っていたにも拘わらず、これを怠った。その結果、加入企業が負担金を支払う損害を被った」というのが理由である。

判決と受託者責任

基金運営の規制緩和の進展とともに、基金関係者の受託者責任が重視されるようになってきているが、本件は、理事の責任が問われた初めての裁判として注目されていた。しかし、判決は、理事長等の義務違反の有無（さらに、義務違反があった場合、それと因果関係を有する損害の範囲）についての判断に至らず、いわば門前払いとなった。ただ、厚生年金保険法の基金関係の各種規定（公的年金の代行機能や代表訴訟制度の不存在等）や国家賠償法の判例等からは、概ね相当な（換言すれば、致し方ない）判断と受け取られているようである。

判決理由のポイント（各種報道による）

○理事長等の債務不履行責任について

- ・理事長等は、基金とは委任関係にあるが、加入企業とは委任関係にない。
- ・したがって、加入企業は、理事長等に対して、委任契約上の「債務不履行」を理由とする損害賠償を請求することはできない。

○理事長等の不法行為責任について

- ・基金の理事長等が基金の解散に向けて積極的に行動することは、国家賠償法1条の「公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行う」行為にあたる。
- ・国家賠償法上、公務員の職務上の「不法行為」（故意又は過失により違法に損害を加えること）の損害賠償責任を負うのは公共団体（ここでは基金又はその清算法人）で、公務員個人ではない（公務員に故意又は重過失があれば、公共団体は公務員に求償できる）。
- ・したがって、加入企業は理事長等に対し、「不法行為」を理由とする損害賠償を請求することはできない。

この判決と基金関係者の受託者責任との関係については、以下に述べる「事前ルール」と「事後ルール」に区別して考えると、分かりやすいだろう。

基金関係者の行為規範（事前ルール）明確化と定着

日本紡績業基金の解散は、支払保証事業の初適用^(注)や本訴訟の提起につながり、基金加入者の受給権保護の観点から、基金制度全般を見直す大きな契機となった。特に、連合会は、96年6月、「基金関係者が現行法上注意義務と忠実義務を中核とする受託者責任を負っていることを改めて確認し、具体的な行為規範の明確化を求める」旨の報告書を公表した。また、厚生省は、運用規制を順次緩和する一方で、97年4月に、基金の資産運用関係者が現行法上果たすべき役割を明確化する具体的な行動指針（ガイドライン）を策定し、基金に周知した。

(注)基金の保証申請額が減額査定(95年2月)されたが、「基金の管理・執行が不適正」等がその理由であり、「基金の理事長等が任務を怠った」とは判断されなかった。

義務の履行確保手段（事後ルール）整備の必要性

したがって、今後は、「義務の履行確保手段」や「責任追及手段」といった「事後ルール」にも目を向けていく必要があるだろう。その場合、情報開示の充実や年金数理人等の専門家の活用を図りながら、基金の各種機関（代議員会、理事会、監事、資産運用委員会等）が、理事長等に対する監視・是正機能を十分に発揮するよう求められる。また、規制緩和と自己責任時代にふさわしい、監督官庁の事後規制のあり方も検討課題であろう。

理事長等が任務を怠り損害が生じた場合に、基金が理事長等に損害賠償を請求できることは、厚生年金保険法上も明らかである。また、判決が言うように、加入企業（加入者や受給者も同様と思われる）は、基金を訴えられるが、理事長等の責任を直接問えない。ちなみに、米国のエリサ法では、加入者や受給者（さらに監督官庁である労働省）が、年金制度の受託者（フィデューシャリー）の責任を裁判で直接追及できることが明確化されている。

しかし、わが国においては、まず、基金の内部統制の充実を目指すべきだろう。そして、個々の加入者や受給者さらに加入企業が、裁判により理事長等の責任を追及することも、将来の検討課題だろう。

基金運営に伴う損害を理事長等の個人財産で填補することは、あまり現実的でない。しかし、株式会社の代表訴訟や地方自治体の住民訴訟にみられるように、少数派による監視と訴訟の可能性は、乱用の恐れもある一方で、基金運営に必要な、緊張感の維持に有益とも考えられるのである。